

緑化で省エネ！
緑化で防災！

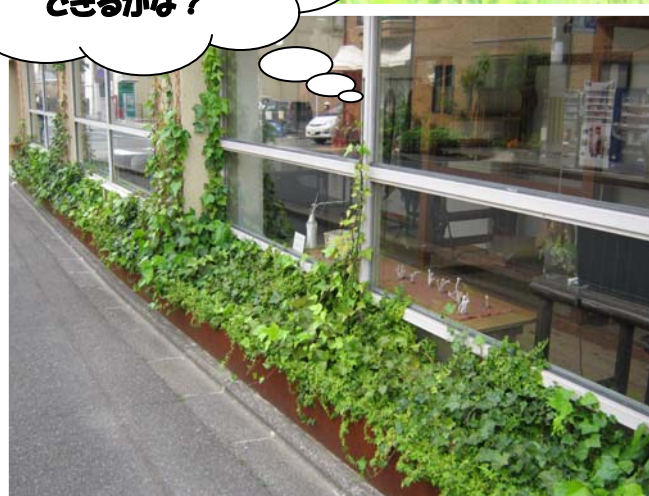


平成23年度

みやこ

京のまちなか緑化助成 のご案内

立派な
グリーンカーテンが
できるかな？



緑の駐車場に
緑の生け垣、
かっこいいね！



<申請受付期間> ※募集件数は、前期約 20 件、後期約 10 件

前期：平成 23 年 6 月 1 日（金）～平成 23 年 6 月 24 日（金）

後期：平成 23 年 10 月 17 日（金）～平成 23 年 10 月 31 日（月）

京 都 市

目 次

1 京のまちなか緑化助成のあらまし	3
2 緑化面積の算出方法について	8
3 緑化に適する植物について	11
4 助成の手続の流れ	12
〈参考資料〉 緑化助成対象区域図	19

1 京のまちなか緑化助成のあらまし

京都市では、「京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）」及び「京のまちなか緑化助成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）」等に基づき、都市の緑化を進め、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成などを目的に、平成23年度の「京のまちなか緑化助成事業」を実施します。

この事業は、個人や事業者の方が建築物の屋上・壁面や道路に面する敷地において、新たに樹木の植栽などの緑化を行う際に、京都市が設置費用などの助成を行うものです。

昨年度から助成対象を拡充し、ゴーヤなどの1年生植物等を屋上緑化や壁面緑化の助成対象とし、また、個人の駐車場での緑化も対象とするなど、より使いやすい制度としております。

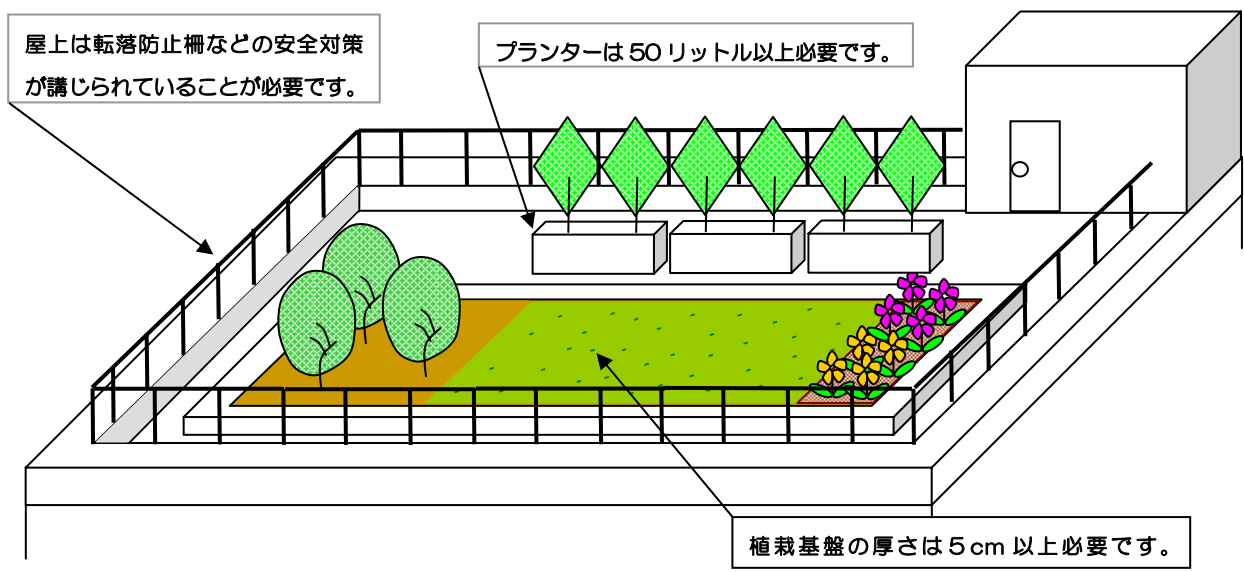
(1) 申請ができる資格

京都市の市街化区域のうち、風致地区及び歴史的風土特別保存地区を除く地区（最終ページ「緑化助成対象区域図」参照）において、公衆用道路に面する建築物及び敷地（駐車場を含む）で、下記に該当する屋上緑化、壁面緑化、地上緑化を実施する場合に申請できます。

(2) 助成の基準について

屋上緑化

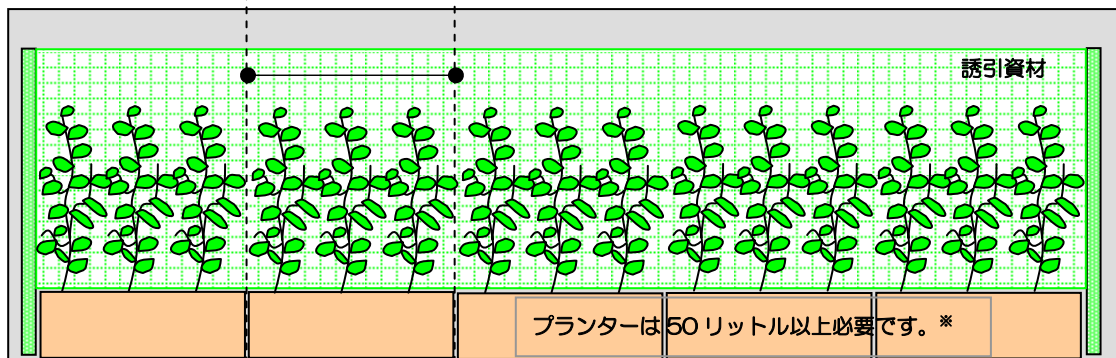
- ① 建築物の屋上において、樹木、地被植物（1年生植物、野菜類を含む）により5㎡以上を緑化すること。
- ② 植栽基盤（土壌又は土壌の機能を有する部分）の厚さは5cm以上とすること。
- ③ プランター等を使用する場合は、50リットル以上のものを使用すること。
- ④ 屋上は容易に人が行き来でき、転落防止柵等が設置されているなどの安全対策が講じられていること。



壁面緑化

- ① 建築物の壁面に沿って、つる性植物や壁面基盤により5㎡以上を緑化すること。ただし、つる性植物を使用する場合は、植栽延長1m当たり3本以上植栽する場合があります。
- ② つる性植物による登はん型壁面緑化（地上から3m以上の高さまで誘因資材の設置が必要）に限り、1年生植物や野菜類の使用を可とします。
- ③ プランター等を使用する場合は、50リットル以上のものを使用すること（ただし、壁面基盤による壁面緑化を行う場合を除きます。）。

つる性植物を使用する場合は、1m当たり3本以上植栽する必要があります。

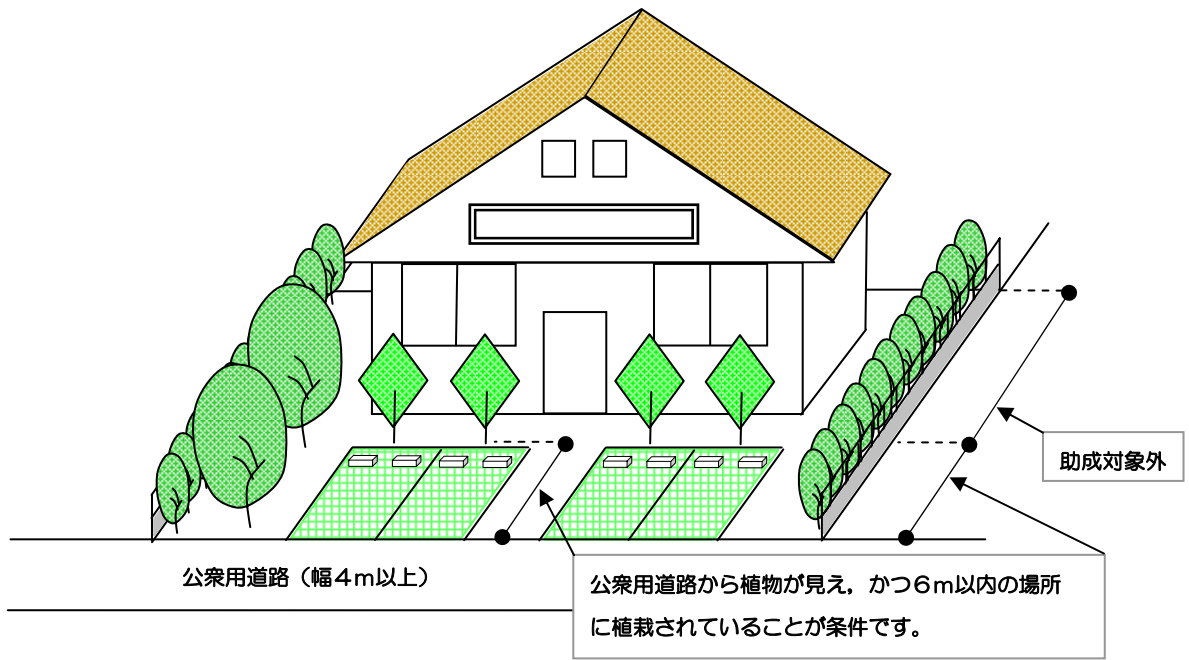


※ 50リットル以上のプランターとは、例えば幅80cm×奥行き30cm×高さ30cmくらいの大きさのものです。

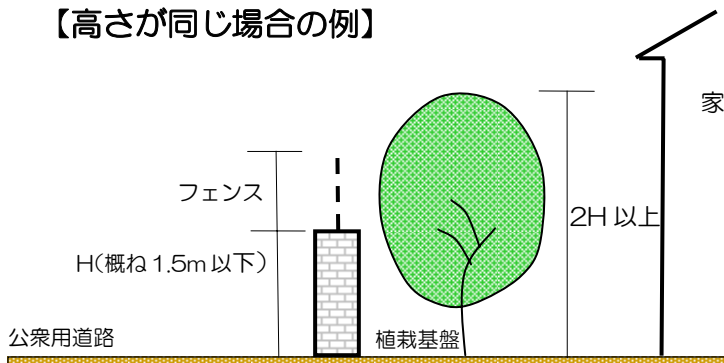


地上緑化

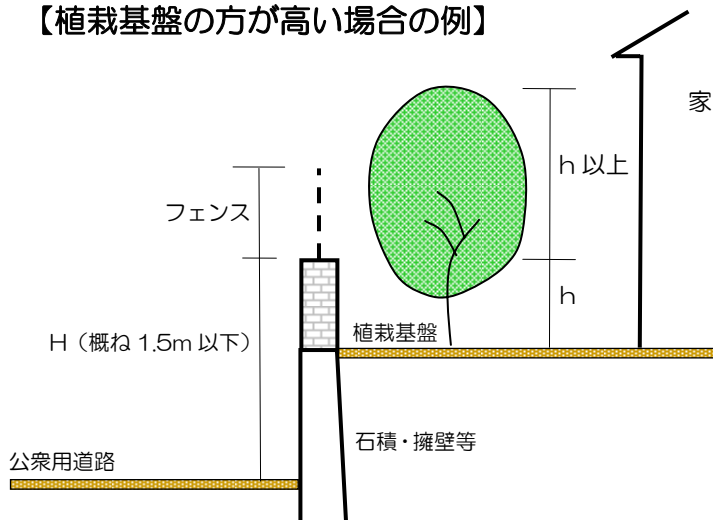
- ① 樹木、地被植物（1年生植物、野菜類を除く）により3㎡以上を緑化すること。
- ② 原則として、幅員4m以上の公衆用道路に面し、かつ公衆用道路から6m以内の場所に植栽されていること。
- ③ 植栽基盤と公衆用道路との間に構造物（ブロック塀や柵の基礎など）がある場合は、公衆用道路から構造物の天端までの高さが概ね1.5m以下であること。ただし、地被植物を植栽する場合は構造物の高さが0.2m以下であること。
- ④ 樹木を植栽する場合、公衆用道路から見て樹木の地上高の半分以上を隠さないこと。
- ⑤ 所有者とその関係者以外の市民の用に供される駐車場で緑化を行う場合には、②から④の規定に関わらず、駐車場内から植物が見えること。



※公衆用道路と植栽基盤の高さ関係
【高さが同じ場合の例】



【植栽基盤の方が高い場合の例】



- ・ 公衆用道路から構造物の天端までの高さは、概ね 1.5m 以下であること。(植物が見通せるフェンスは、ここでは構造物にはなりません。) ただし、地被植物を使用する場合は構造物の高さを 0.2m 以下とします。
- ・ 植物の植栽基盤からの高さは、構造物で隠れる部分の 2 倍以上必要です。

その他

- ① 緑化については、新設及び増設を対象とし、同一の場所について、既に本市助成制度に基づく助成金を受けたことがあるものは対象とはなりません。
- ② 申請者は、申請する年度内かつ市長が指定する期日までに事業を完了しなければなりません。
- ③ 法令等により緑化を義務付けられている場合は、その基準を超えた部分の緑化を助成の対象とします。
- ④ 植栽を行う場所が、日が当たらない軒下などの、植物の成長に支障が生じるおそれがある場所の場合は、助成の対象とはなりません。
- ⑤ 申請する年度内かつ市長が指定する期日までに事業が完了しない場合や、審査結果通知後に条例、要綱等の内容に適合していないことが明らかになった場合には、助成を取り消すこととなります。
- ⑥ 設置後5年以上は、整備した植栽等の保護育成及び適切な維持管理を行ってください。
- ⑦ 助成を受けた緑化について京都市から公開等の依頼があった場合には、協力をお願いします。

(3) 助成金額

緑化の種類	①	②	助成金額	上限額
屋上緑化	10,000 円/㎡	助成対象となる総経費の 1/2	①と②のうち低い方の金額	30 万円
壁面緑化	5,000 円/㎡			15 万円
地上緑化	5,000 円/㎡			15 万円

※ 助成金額はそれぞれ千円未満切捨てとします。

※ 助成の種類を重複して申請することはできますが、合計助成金額の上限は 30 万円とします。

助成対象となる経費

- ① 植栽基盤の造成に伴う既設構造物の撤去工事費（ただし緑化面積見合い分を対象）
- ② 植栽基盤の造成及び灌水施設等の材料費及びその工事費
- ③ 土壌、肥料、支柱及び植物等の材料費
- ④ 植栽工事費
- ⑤ 壁面緑化の誘引資材の材料費及びその工事費

※ 材料費について、既存のものを流用する場合の材料費や、工事を申請者自らが行う場合の工事費は、対象経費から除きます。

(4) 申請方法

申請期間

前期	平成23年 6月10日(金)～平成23年 6月24日(金) ※約 20 件募集
後期	平成23年10月17日(月)～平成23年10月31日(月) ※約 10 件募集

※ 募集件数は、1 申請に対する助成予定金額の多少により変動します。

※ 平成24年3月9日(金)までに工事完成及び報告書の提出ができるものに限りです。

※ 各申請期間内において、申請件数が募集件数を上回る場合は、先着順ではなく、締切後概ね1週間以内に抽選のうえ助成対象を決定します。

※ 各申請期間内において、申請件数が募集件数に満たない場合は、引き続き、前期は平成23年8月19日(金)、後期：平成24年1月27日(金)まで先着順にて受け付けます。(期間延長についてのお知らせは行いません。)

助成の決定及び助成金の支払い等

- ① 抽選となった場合、抽選後速やかに申請者に結果を通知します。
- ② 申請受理後、現地立会いのうえ内容の審査を行い、その結果を申請者に通知します。
- ③ 審査通知後、申請者の方に緑化工事を行っていただき、完成後、実績報告書を提出いただきます。
- ④ 報告書提出後、現地立会いのうえ審査を行い、助成金交付にかかる手続きを行います。

申請及び問合せ先

本案内に添付している申請用紙に必要な事項を記入のうえ、下記まで持参し、お申し込みください。(様式は緑政課ホームページにも掲載しています。)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

(河原町御池北西角(京都市役所北庁舎3階))

京都市建設局水と緑環境部緑政課 緑化推進担当(電話 222-3589)

【緑政課ホームページ】<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-4-1-0-0.html>

2 緑化面積の算出方法について

助成の対象となる緑化面積は、以下のとおり算出します。

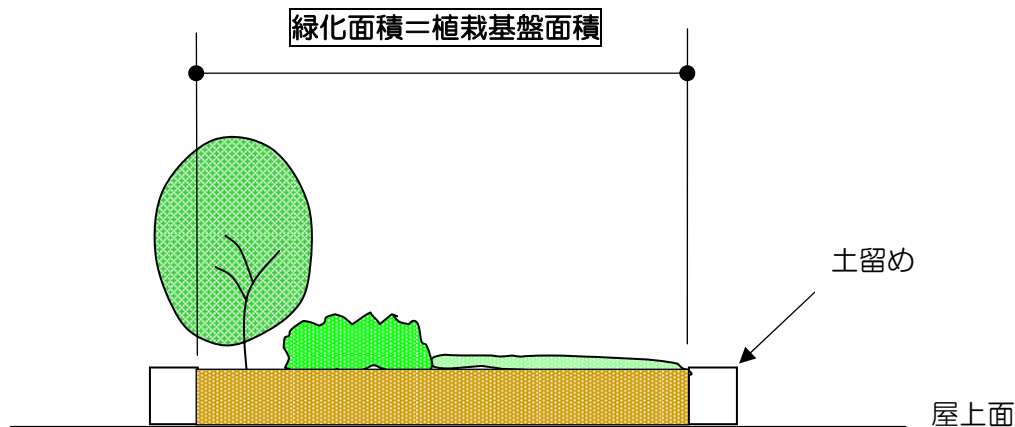
申請の際には、実際の緑化面積に近い数値の算出に努めていただきますようお願いいたします。

共通事項

- ① 緑化を実施した総面積に1㎡未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。
- ② 舗装や石材等の人工構造物で被覆されている箇所は、面積から控除します。
- ③ 屋上緑化と壁面緑化にプランター等を使用する場合は、各々の植栽基盤の面積（延長）を合計することとします。
- ④ 地上や屋上に棚ものでつる性植物を植栽する場合、植物で被覆することを計画した棚の部分は面積（水平投影面積）として算出しません。

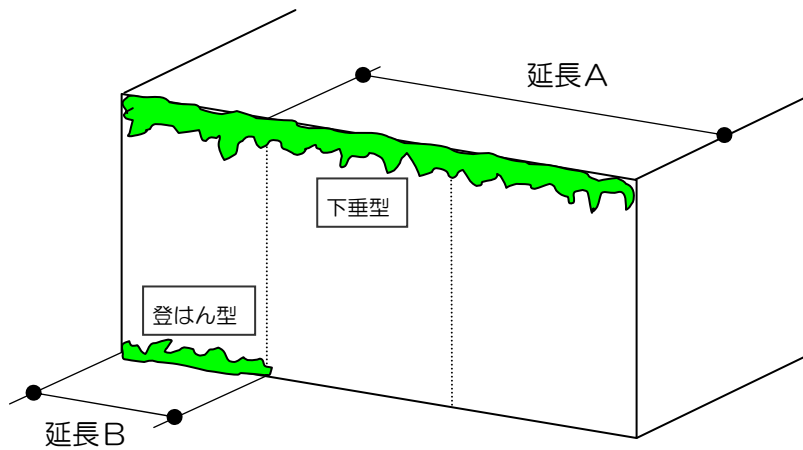
屋上緑化

- ① 緑化面積は、植栽基盤の面積とします。
- ② 植栽時の樹木の樹冠が植栽基盤外に及ぶ場合も、面積は植栽基盤の部分とします。
- ③ 植栽基盤の土留め部の天端は、面積として算出しません。



壁面緑化

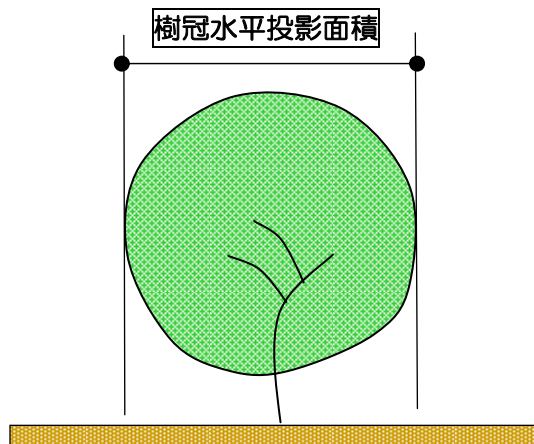
- ① 緑化面積は、緑化延長に1.0mを乗じた面積とします（植栽時に高さが1mに満たないもの、1mを超える場合も一律1.0mを乗じることとします。）。
- ② 壁面緑化の延長は、建築物壁面の延長を上限として算出します。
- ③ 緑化した部分が上下に重なる場合（つる性植物による登はん型と下垂型）は、重複して面積を算出しません。
- ④ 壁面基盤型の緑化については、植栽基盤の面積を緑化面積とします。



$$\text{緑化面積} = (A+B) \times 1.0\text{m}$$

地上緑化

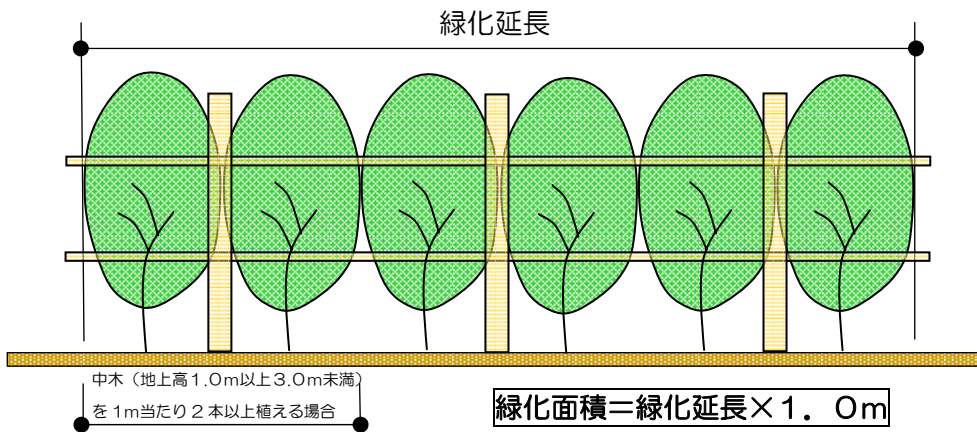
① 単木で植栽する場合には、樹木ごとの植栽時の樹冠水平投影面積を算出することとし、その面積を合計したものを緑化面積とします。また、緑化面積は、下記の表により簡易に算出することとします。



樹木の種類	植栽時の地上高	面積
高木	3.0m以上	3.0㎡
中木	1.0m以上3.0m未満	0.5㎡
低木	0.4m以上1.0m未満	0.2㎡

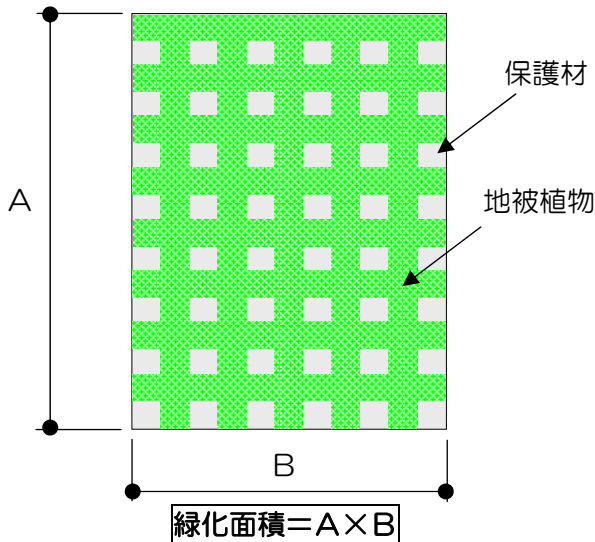
ただし、簡易に算出した緑化面積と現地の状況が著しく異なる場合には、別途現地の状況を勘察して算出することとします。また、タケ類等の地上高に比べて樹冠水平投影面積が著しく小さい場合は、基本的に高木は中木の面積で、中木は低木の面積で算出します。

- ② 生け垣状（中木を延長1m当たり2本以上）に緑化する場合は、緑化延長に1.0mを乗じた面積とします。



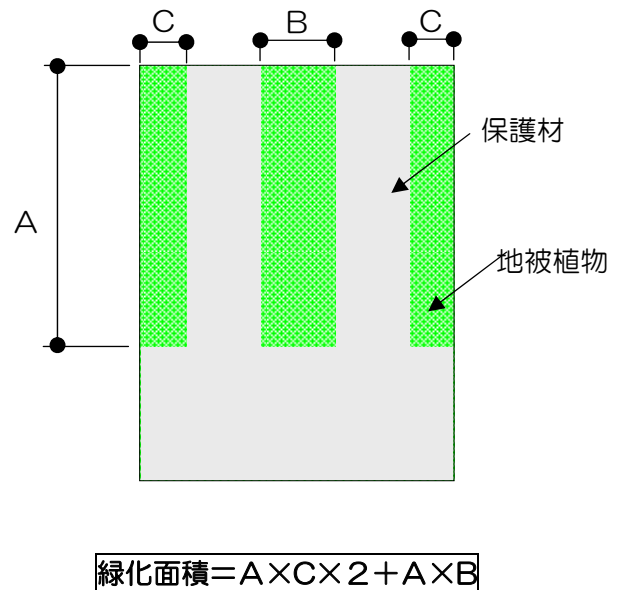
- ③ 植物同士が重なる部分は、重複する部分を合計面積から控除します。
- ④ 植栽時の地上高0.4m未満の樹木及び地被植物の場合は、植栽基盤の面積を基本として緑化面積を算出しますが、株物の場合、1株当たり0.03㎡で簡易に算出することとします。
- ⑤ 駐車区画を地被植物で緑化する場合、地被植物の保護材も緑化面積に含めることとします。ただし、1つの区画に占める地被植物の面積が3分の1以上の場合に限るものとし、3分の1に満たない場合は、地被植物の面積のみを緑化面積とします。

【例1 区画全面に均一に保護材を配置したタイプ】



※地被植物が3分の1以上の場合

【例2 車輪部を補強したタイプ】



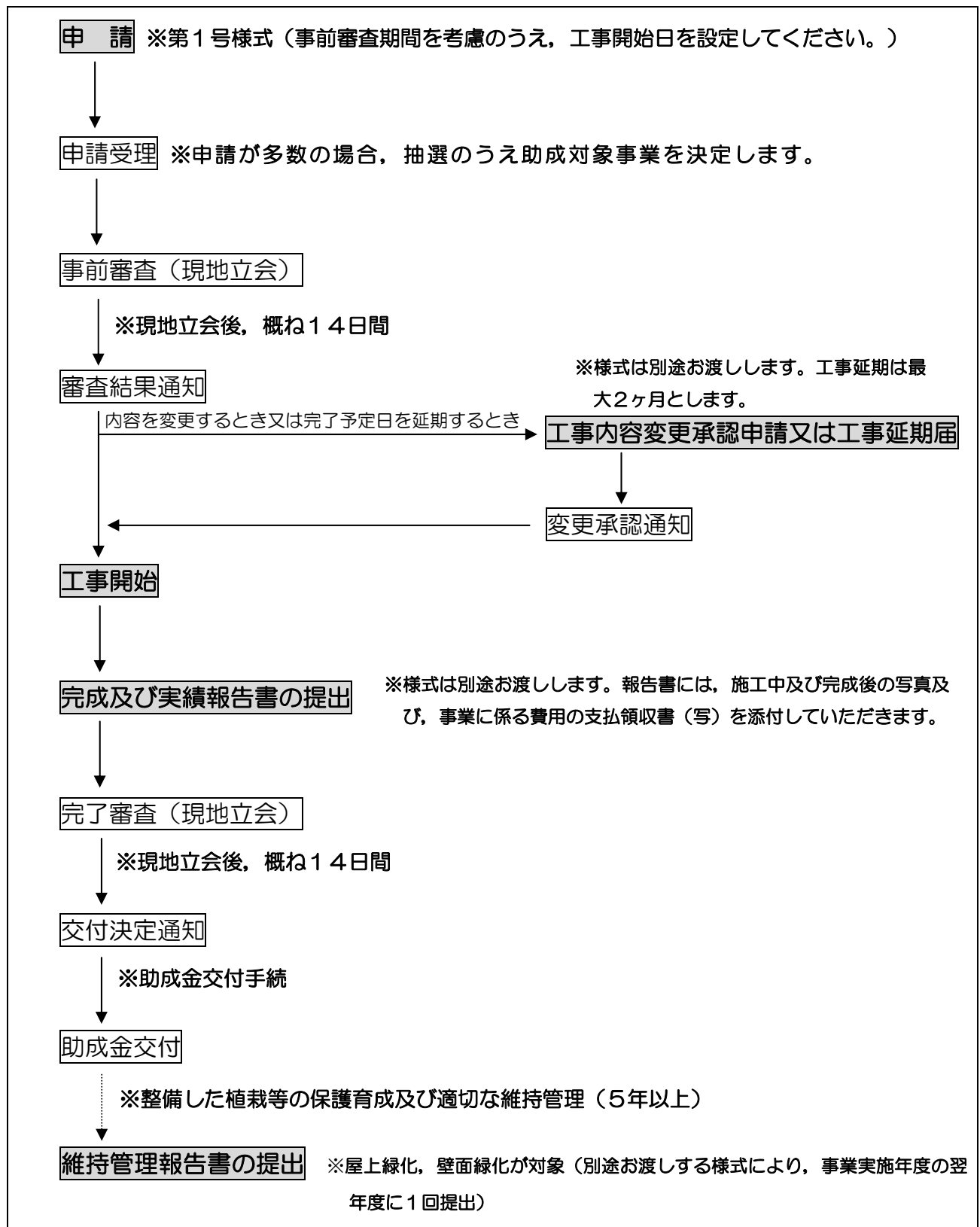
※地被植物が3分の1に満たない場合

3 緑化に適する植物について

次の表を参考にして選定してください。また、ここに記載した植物はあくまで一例ですので、これ以外にも適する植物はございます。

緑化の種類	植物の分類	植物名
屋上緑化	高中木	アラカシ, ウバメガシ, イヌマキ, カイツカイブキ, カナメモチ, クロマツ, サザンカ (以上常緑樹) サルスベリ, エゴノキ (以上落葉樹)
	低木	アベリア, カンツバキ, サツキ, シャリンバイ, ヒラドツツジ, コクチナシ, ハイビャクシン類, ヒペリカム類 (以上常緑樹) ユキヤナギ, レンギョウ (以上落葉樹)
	地被植物	コウライシバ, ノシバ
壁面緑化	壁に直接登はんするタイプ	イタビカズラ, オオイタビ, キツタ (ヘデラ類), ツルマサキ, テイカカズラ (以上常緑) ナツツタ, ノウゼンカズラ (以上落葉)
	誘引資材を利用するタイプ	カロライナジャスミン, ビナンカズラ, スイカズラ, ツリガネカズラ (ビグノニア), トケイソウ, ムベ, モッコウバラ (以上常緑) アケビ, クレマチス類, ツルウメモドキ (以上落葉)
	下垂するタイプ	コトネアスター類, ニシキテイカ, ツルニチニチソウ (ピンカ・マジョール), ヒメツルニチニチソウ (ピンカ・ミノール) (以上常緑)
地上緑化	高中木	アカマツ, アラカシ, キンモクセイ, クロガネモチ, サザンカ, シラカシ, ヒイラギモクセイ, モッコク, ヤブツバキ, ヤマモモ (以上常緑樹) イロハモミジ, エゴノキ, コブシ, サクラ類, サルスベリ, ハナミズキ (以上落葉樹)
	生け垣	アラカシ, ウバメガシ, カナメモチ類 (ベニカナメモチ, レッドロビン), サザンカ, シラカシ (以上常緑樹)
	低木	アベリア, イヌツゲ, カンツバキ, クチナシ, サツキ, シャリンバイ, ヒラドツツジ (以上常緑樹) ドウダンツツジ, ユキヤナギ, レンギョウ (以上落葉樹)
	地被植物	ノシバ, タマリユウ

4 助成の手続の流れ



■ 申請者の行為
□ 京都市の行為

(第1号様式)

※緑化面積	※調査日	※受付日
m ²	年 月 日	年 月 日

みやこ

京のまちなか緑化助成 交付申請書

年 月 日

(あて先) 京都市長

〒 _____

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

(携帯電話等) _____

以下のとおり京のまちなか緑化助成事業の助成金の交付を申請します。

1 申請場所 京都市 区 _____

2 工事の種類

(1) 屋上緑化 助成対象緑化面積 _____ m²

(2) 壁面緑化 助成対象緑化面積 _____ m²

(3) 地上緑化 助成対象緑化面積 _____ m²

※面積の算出は裏面参照

3 申請場所の第三者への公開性 (有 ・ 無) ※屋上緑化の場合のみ記載

4 工事期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 予定工事費 _____ 円

6 施工者 _____

<添付書類> 事業の実施場所を示す位置図, 事業の概要を示す計画図(平面図, 立面図, 断面図), 事業の実施場所の現況写真, 事業に要する費用の見積書の写し, 申請者と事業の実施場所の所有者が異なる場合は, 当該所有者の承諾書

申請者氏名		電話番号	
申請場所	京都市	区	

<緑化面積の算出について>

緑化の種類	分類	主な植物	数量	単位当たり	緑化面積
屋上緑化	—		—	—	m ²
合計					m ²
壁面緑化	—		(m 本)	×1.0m	m ²
合計					m ²
地上緑化	高木		本	×3.0 m ²	m ²
	中木		本	×0.5 m ²	m ²
	生け垣(中木)		(m 本)	×1.0m	m ²
	低木		本	×0.2 m ²	m ²
	地被植物		株	×0.03 m ²	m ²
合計					m ²

※緑化面積の合計に1 m²未満の端数がある場合は、切捨てをしてください。

(第1号様式)

※緑化面積	※調査日	※受付日
m ²	平成 年 月 日	平成 年 月 日

記入不要

みやこ

京のまちなか緑化助成
交付申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 京都市長

現住所を記入

〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
 申請者 住所 京都市中京区上本能寺前町488
 氏名 まちなか 緑子 (印)
 電話 222-3589
 (携帯電話等) ※差し支えなければ記入してください。

以下のとおり京のまちなか緑化助成事業の助成金の交付を申請します。

実施場所を記入

1 申請場所 京都市 中京区 上本能寺前町488

2 工事の種類

(1) 屋上緑化	助成対象緑化面積	15	m ²
(2) 壁面緑化	助成対象緑化面積	5	m ²
(3) 地上緑化	助成対象緑化面積	53	m ²

※面積の算出は裏面参照

3 申請場所の第三者への公開性 (有 ・ 無) ※屋上緑化の場合のみ記載

工事期間の終期日は、工事が完了し、実績報告書を提出できる期日を記入

4 工事期間 平成23年9月1日 ~ 平成23年9月30日

5 予定工事費 1,000,000 円

見積書の税込み金額を記入

6 施工者 〇〇造園

<添付書類> 事業の実施場所を示す位置図, 事業の概要を示す計画図(平面図, 立面図, 断面図), 事業の実施場所の現況写真, 事業に要する費用の見積書の写し, 申請者と事業の実施場所の所有者が異なる場合は, 当該所有者の承諾書

申請者氏名	まちなか 緑子	電話番号	222-3589
申請場所	京都市 中京区 区 上本能寺前町488		

<緑化面積の算出について>

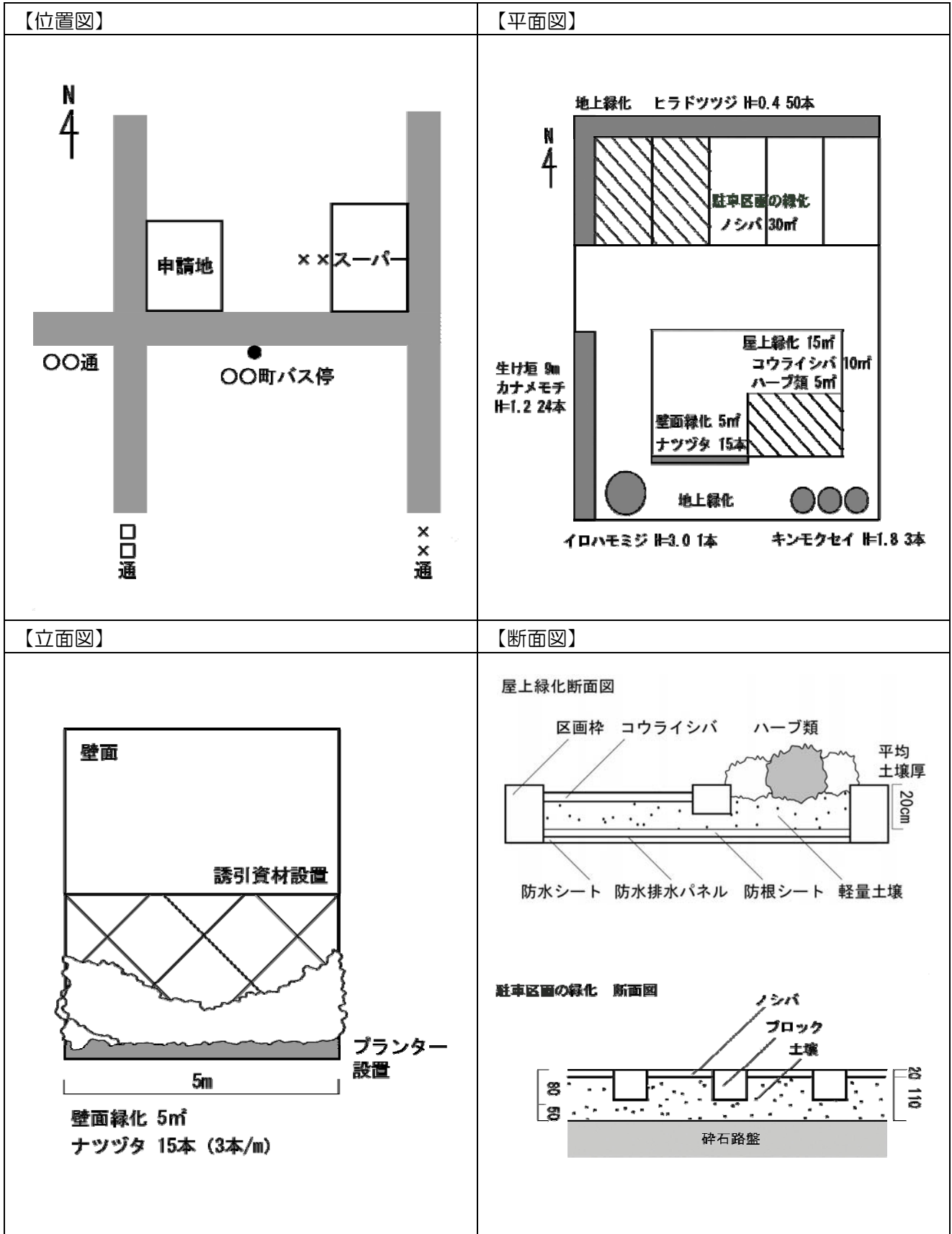
緑化の種類	分類	主な植物	数量	単位当たり	緑化面積
屋上緑化	—	コウライシバ, ハーブ類	—	—	15 m ²
合 計					15 m ²
壁面緑化	—	ナツツタ	5 m (15 本)	×1.0m	5 m ²
合 計					5 m ²
地上緑化	高木	イロハモミジ	1 本	×3.0 m ²	3.0 m ²
	中木	キンモクセイ	3 本	×0.5 m ²	1.5 m ²
	生け垣 (中木)	カナメモチ	9 m (24 本)	×1.0m	9 m ²
	低木	ヒラドツツジ	50 本	×0.2 m ²	10 m ²
	地被植物	ノシバ	株	×0.03 m ²	30 m ²
合 計					53 m ²

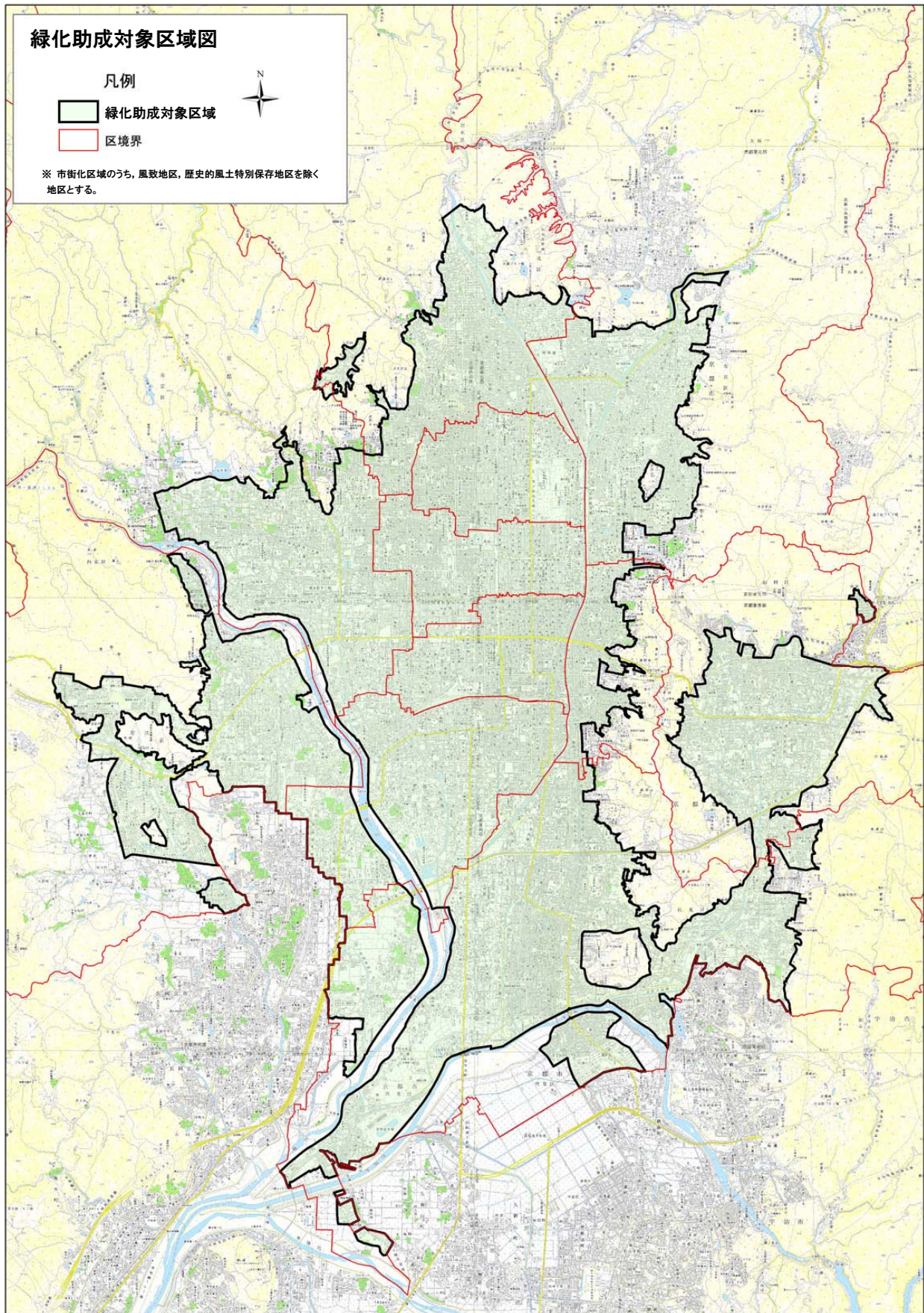
※緑化面積の合計に1 m²未満の端数がある場合は、切捨てをしてください。

<添付書類作成上の留意点について>

図面の種類	提出の必要な緑化	内 容
位置図 (A4)	全て対象	事業の実施場所がわかるもの。作図例を参考にして作成してください。また、既にある資料をコピー等により別途添付していただいても結構です。
平面図	全て対象	事業内容がわかるもので、緑化施設の全体像を示すものです。作図例を参考にして作成してください。また、既にある資料をコピー等により添付していただいても結構です。以下の項目を必ず図面の中で示してください。 ① 方位 ② 緑化の種類 (屋上緑化, 壁面緑化, 地上緑化) ③ 緑化の数量 ④ 植物材料の種類と寸法
立面図	壁面緑化	事業内容が立体的にわかるもの。作図例を参考にして別途添付してください。
断面図	屋上緑化, 地上緑化 (駐車区画の緑化)	植栽基盤の断面がわかるもの。作図例を参考にして別途添付してください。
現況写真 (A4)	全て対象	事業の着手前の写真で、実施する場所の全体を2方向から写したもの。写真はプリントしたものを貼り付けたものでも、デジタルカメラで撮影したものをカラーで出力したものでも結構です。
見積書 (写)	全て対象	植物材料代, 工事費等の内訳がわかるもの<押印あり> 見積書に記載する内容は、できるだけ緑化助成に関する部分のみを記載してください。

<作図例>





「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平 17, 第 950 号)」



お問合せ先

京都市建設局水と緑環境部緑政課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL (075) 222-3589

FAX (075) 212-8704

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-4-1-0-0.html>

平成 23年5月発行 京都市印刷物第 233051 号

